

【資料3】

令和8年度県民防災意識向上事業業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度県民防災意識向上事業業務委託

2 業務の目的

平時における県民の防災意識の向上を図り自助や共助の取組を促進するとともに、令和9年3月に予定している秋田県防災基本条例（仮称）（以下「条例」という。）の制定への機運を高める。

3 業務方針等

(1) 事業実施の背景

近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、本県においても4年連続で大雨災害に見舞われており、自助（自らの命は自らが守る）、共助（地域住民で助け合う）の取組の重要性が高まっています。

しかしながら、令和7年度の県民意識調査では「3日分以上の水・食料等を備蓄している家庭の割合」が22.1%にとどまるなど、県民の防災意識は高いとはいえ、共助の基盤となる自主防災組織の組織率や防災士の数も、全国において低位の状況にあります。

こうした状況において、県では、県民一人ひとりの防災意識を高め、自助、共助の取組を強化するとともに、公助の取組とあわせて総合的・一体的に推進するため、本県における防災に関する基本理念等を定める条例を制定するほか、県民に対し、多様な媒体を活用した防災意識の啓発を実施します。

(2) 業務方針

(ア) 家庭での防災活動の促進

- ・3日分以上の水や食料等の備蓄、防災行動計画（マイタイムライン）の作成、非常時持出品の用意、家具の固定その他の防災活動を促進します。
- ・平時における防災の取組への負担感を軽減し、「防災の日常化」を推進します。

(イ) 防災基本条例制定への機運醸成

- ・シンポジウム等の機会を活用し、条例制定への機運を醸成します。

<条例制定スケジュール>

令和8年5～10月	第1、2回検討会議
12月議会	県議会総務企画委員会に素案提出
12月	パブリックコメントの実施
令和9年1月	第3回検討会議
2月	県議会への条例案の提出
3月	条例案の議決、条例の施行

(3) 事業のターゲット

令和7年度の県民意識調査の結果では、災害に備えた日頃の防災活動について「必要だと思うが取り組んでいない」と回答した家庭の割合は24.5%にのぼっており、この割合は、年代別で見ると、若年層（18～39歳）ほど高い傾向にあります。

このため、本事業のターゲットはあらゆる地域や世代の県民としますが、特に、防災意識の低い傾向にある若年層や親子に対して、重点的に働きかけることとします。

(4) 関連指標

本業務に関連する指標として、秋田県総合計画第4章政策7防災・減災・県土強靱化政策1方向性3に係る各指標（家庭での防災活動に取り組む県民の割合、家庭で3

日分以上の水や食料等を備蓄している県民の割合、火災保険の水災補償付帯率、自主防災組織の組織率)に留意してください。

4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

5 委託業務内容

(1) 防災シンポジウム及び体験型ワークショップの開催

次の行事に関する企画・運営等を行ってください。

ア 日時

令和8年10月11日(日)

イ 会場

秋田拠点センターALVE 1階きらめきホール、きらめきコート

※アの日時について、県が手配済み

ウ 内容

(ア) 防災シンポジウム(午前10時30分から正午まで)

- ・県民、防災関係者等の防災に関する知見を深め、防災意識の向上につながる内容としてください。
- ・知事、有識者、防災関係者等による意見交換等を実施してください。

(イ) 体験型ワークショップ(午前10時から午後4時までの任意の時間)

- ・県民参加型とし、楽しみながら防災対策を学ぶことのできる企画を実施してください。

(ウ) その他(午前10時から午後4時まで)

- ・防災関係団体・企業等によるブース出展の企画・調整
- ・地震体験車、防災関係車両等の展示 等

(エ) 宣伝広報

- ・テレビCM、チラシ、ポスター、ウェブ広告等を効果的に活用し、防災シンポジウム及び体験型ワークショップへの県民の参加を促進してください。

(オ) 留意事項

- ・若年層や親子が気軽に楽しみながら参加できる構成としてください。
- ・詳細については、県と受託者が協議して決定します。

(2) 多様な媒体を活用した啓発

次のとおり、県民の防災意識を高めるための啓発を実施してください。

ア テレビCMの制作・放映

(ア) 制作本数等

15秒CMを3種類制作してください。

(イ) 内容

3日分以上の水や食料等の備蓄、防災行動計画(マイタイムライン)の作成等を促進する内容とします。

(ウ) 放映回数等

- ・放映日数は、県内民放3局において、それぞれ80回程度とし、合計240回程度とします。
- ・放映時期は、7月、9月、12月の3期を目途とし、それぞれ1か月間程度とします。

(エ) 留意事項

- ・放映前にCM映像のデータを県が指定する形式で納品してください。
- ・CM映像はオのインターネット広告等にも活用することとします。
- ・詳細については、県と受託者が協議して決定します。

イ 新聞広告

効果的な媒体及び仕様について提案してください。

ウ リーフレット制作・発送

次のとおり、リーフレットを制作し、県が指定する施設等へ発送してください。

(ア) 防災意識啓発リーフレット

①仕様

- a 判型 : A4縦判 左綴じ
- b ページ数 : 8ページ
- c 刷色 : フルカラー
- d 紙質 : 90kg マットコート
- e 印刷部数 : 5万部
- f 発送先 : 県内100箇所程度

②納期

- ・デジタルデータ (PDF) 令和8年7月10日 (金)
- ・冊子 令和8年7月31日 (金)

③構成

- ・3日以上の水や食料等の備蓄、防災行動計画 (マイタイムライン) の作成等を促進する内容としてください。
- ・必要に応じて防災関係者等に取材を行い企画記事を掲載するなど、県民が親しみやすい構成としてください。

(イ) 防災基本条例の周知リーフレット

①仕様

- a 判型 : A4縦判 左綴じ
- b ページ数 : 4ページ
- c 刷色 : フルカラー
- d 紙質 : 90kg マットコート
- e 印刷部数 : 1万部
- f 発送先 : 県内100箇所程度

②納期

- ・デジタルデータ (PDF) 令和9年3月23日 (火)
- ・冊子 令和9年3月26日 (金)

③構成

- ・令和9年3月に制定予定の条例の内容を周知する構成としてください。

(ウ) 留意事項

- ・構成について、本事業において制作する動画や秋田県防災ポータルサイト (<https://www.bousai-akita.jp/index.html>) との連動を考慮してください。
- ・詳細については、県と受託者が協議して決定します。

エ 動画制作

(ア) 制作本数等

- ・3分程度の動画を3本程度制作してください。

(イ) 内容

- ・3日以上の水や食料等の備蓄、防災行動計画 (マイタイムライン) の作成等を促進する内容とします。

(ウ) 納期等

提案の内容を踏まえ、県と受託者が協議して決定します。

(エ) 留意事項

- ・動画は、インターネットの動画共有サイトに掲載するほか、各種イベントにおける放映等に使用します。
- ・画角は16：9とし、画質はフルハイビジョンとします。
- ・取材先との交渉・調整については、原則として、受託者が行うものとします。なお、出演者等への謝礼は、委託料に含みます。

オ インターネット広告

(ア) 使用する媒体

4種類程度の媒体を活用することとし、効果的な広告媒体について、提案してください。

(イ) 内容

- ・3日分以上の水や食料等の備蓄、防災行動計画（マイタイムライン）の作成等を促進する内容とします。
- ・アで制作するCM映像等から編集した動画・ウのリーフレットデザインから編集したグラフィック等を活用してください。

(ウ) 広告のターゲット

18～39歳の県民をメインターゲットとします。

(エ) 広告の誘導先

秋田県防災ポータルサイト又は県が指定するウェブページ等のコンテンツとします。

(オ) 提出時期等

7月、9月、12月の3期を目途とし、それぞれ1か月程度とします。

(カ) 効果測定

各媒体、テーマごとにインプレッション数やクリック数、リーチ数、閲覧者の年齢、性別等の情報を収集・分析してください。

(3) その他

(2)で制作したコンテンツ等を活用し、県が秋田県防災ポータルサイトに新たに設ける県民防災意識の向上及び条例への理解促進のための特設ページのデザイン（案）及びその構成に必要なグラフィック等を制作してください。納期については、提案の内容を踏まえ、県と受託者が協議して決定します。

なお、同サイトの改修作業は本業務に含まれません。

6 成果品

次について令和9年3月29日（月）までに提出してください。

- (1) 防災シンポジウム及び体験型ワークショップ実施報告書（製本、PDF等のデータ）
- (2) 5（2）オ（カ）に係る報告書（製本、PDF等）
- (3) その他、独自提案に基づき実施した事項等、県が必要と認める事項に関する報告

7 契約に関する条件等

(1) 再委託等

ア 受託者は、本業務の全てを第三者に再委託し、又は請け負わせることはできません。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができますが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、再委託金額、再委託する理由を事前に書面により提出して県の承認を得てください。

ウ 受託者は、イにより再委託する場合には、秋田県内に主たる営業所を有する者の中から再委託先の相手方を選定するよう努めてください。

(2) 業務の履行に関する措置

ア 県は、本業務（再委託した場合を含む。）の履行について、著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面を求め、必要な措置をとるべきことを要求する場合があります。

イ 受託者は、アの要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で提出するものとします。

(3) 権利の帰属等

ア 本業務による成果物（映像、各種デザイン等）及び素材の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は県に帰属することとし、動画配信等で使用する音楽、画像等の素材の著作権その他の権利については、受託者の責任でこれを処理するものとします。

イ 県は、受託者の承諾なしに成果物を加工・編集し、新たな資料等を制作することができるものとします。

ウ 受託者は、県の承諾なしに、成果物及び素材を他に流用することができないものとします。

エ 受託者は、成果物に関する著作権者人格権を行使しないものとします。

(4) 機密の保持

受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的で利用することはできません。また、契約終了後も同様とします。

(5) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を行うに当たり、他者の著作物、肖像又は個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守してください。また、法令等の規定による官公署の免許、許可、認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けた上で実施してください。

8 その他

(1) 業務内容は、「5 委託業務内容」を基本としますが、「2 業務の目的」及び「3 業務方針等」を踏まえ、事業費（委託上限額）の範囲内で、独自の提案内容があれば提案してください。

(2) 業務を遂行する上で必要な資料等は受託者において入手するほか、必要に応じて県から随時提供します。なお、提供した資料等の複製・複写の可否、返却等については、県の指示に従ってください。

(3) 本業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、本業務の履行のために必要な事項等については、必要の都度、受託者と県が打合せを行いながら進めることとします。

(4) 業務の過程で県から指示された事項について、迅速、的確かつ誠実に対応してください。

(5) この仕様書に定めのない事項や業務上疑義が生じた場合は、県と受託者が協議して決定することとします。